



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表

平成28年11月25日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課長 新田 稔

主任監察監督官 山崎 陽子

<電話> 011-709-2311

(内線 3541)

報道関係者 各位

## 道内初の「ベストプラクティス企業」を北海道労働局長が訪問

～ 11月21日に株式会社札幌丸井三越を訪問 ～

厚生労働省北海道労働局長（局長 田中 敏章）は、道内初の「ベストプラクティス企業」に選定した株式会社札幌丸井三越（本社：札幌市中央区南1条西1丁目8番地）（以下「札幌丸井三越」といいます。）を11月21日(月)に訪問いたしました。

懇談では、札幌丸井三越の代表取締役社長執行役員伊藤達哉氏から、働き方・休み方改革の取組として、「休める環境を作ることによって接客の質が上がる。」という発想の下、本年4月1日から丸井今井札幌本店の基本営業時間を1時間短縮したこと及び来年から1月1日及び2日を連休とし、初売りを1月3日としたことについてご説明をいただきました。

さらに、ワーク・ライフ・バランスに配慮して、出産・育児休職後の復職、再雇用制度の活用などにより女性が働きやすい職場環境を整備していること、札幌三越の店長に女性を登用する等女性の活躍を図っていることのご説明をいただきました。

北海道労働局では、今後、札幌丸井三越が取り組まれている「休める環境づくり」等の事例を広く紹介し、道内における「働き方・休み方」の改善に向けた気運の醸成を図ることとしております。

「ベストプラクティス企業」とは

「ベストプラクティス企業」とは、最もよいと思われる方法で働き方・休み方改善に積極的な取組を行っている企業のこと。

### 【「ベストプラクティス企業」訪問状況】

